



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 24 日 (木)
号外第 23 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更 (198) (道路企画課)	2
	県道の供用の開始 (199) (〃)	2

告 示

鳥取県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東伯野添線	変更前	東伯郡琴浦町大字丸尾字女給102-2地先から同町大字上伊勢字西ノ木戸332-1地先まで	6.3~43.6	2,578.0
		東伯郡琴浦町大字下伊勢字内海中260-1地先から同町大字字堂免179-9地先まで	11.4~25.9	405.0
	変更後	東伯郡琴浦町大字逢東字鈴野1075-394地先から同町大字上伊勢字西ノ木戸332-1地先まで	10.5~54.1	1,645.0

鳥取県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年3月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
東伯野添線	東伯郡琴浦町大字逢東字鈴野1075-394地先から同町大字上伊勢字西ノ木戸332-1地先まで	平成28年3月24日